

我が国の大学における内部質保証システムの 現状と課題

—大学基準協会における第3サイクルの機関別認証評価 の評価結果を基に—

高田 英一

神戸大学戦略企画室准教授

[キーワード] 内部質保証、機関別認証評価、課題、体制、機能

I. はじめに

3巡目の認証評価においては、内部質保証システムの実質化が求められている。現在、3巡目の終盤になるが、多くの大学が内部質保証に関する課題を指摘されている状況を踏まえると、未だ多くの大学の内部質保証システムは、様々な課題を抱えていると推察されるが、その課題の所在は必ずしも明確でない。

この状況を踏まえて、本研究では、第3期の機関別認証評価の評価結果から、現在の内部質保証システムの課題の所在を把握する試みを行う。

なお、本研究は、筆者の個人的な見解に止まる。また、内部質保証システムの課題を把握する枠組みとして、機関別認証評価を行う認証評価機関の認証評価基準、認証評価結果を用いるが、認証評価制度は、「大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多面的に評価を受けられるようにすることが重要」(文部科学省2002)との考えが基礎にあり、各認証評価機関の「それぞれの特質」の存在が前提であることから、認証評価基準等の優劣を問うものではないことを申し添える。

II. 先行研究等の確認

各認証評価機関においては、評価基準やその解説に関する資料、個別大学の評価結果及び各年度の評価結果の概要をWebページにおいて公表しているが、認証評価基準を踏まえた全体的な課題の状況は示されていない。認証評価機関連絡協議会も各認証評価機関の評価結果の一覧を公開しているが、大まかな傾向の把握にとどまる。

また、各大学における内部質保証システムの構築や認証評価の受審の取組に関する研究(江原他2021、寫田2020、鳥居2020等)や、評価資料を基に内部質保証システムの類型化を試みた研究(山咲・荒木2020)はあるが、その評価結果に関する研究は行われていない。

以上のように、管見の限り、評価結果に関する詳細な傾向の分析は行われていないことから、認証評価結果の分析を通じた内部質保証システムの課題の所在を把握するという本研究の着想に至ったところである。

III. 研究の方法

本研究では、3巡目の機関別認証評価の認証評価基準、評価結果の分析を通じて、内部質保証システムに関する課題の所在を把握する。

令和5年2月時点で、機関別認証評価を行う認証評価機関は5団体ある(表1)。各認証評価機関とも、受審大学を限定していないが、各認証評価機関の設立時の経緯等の影響から、事実上、棲み分けが定着しつつある状況にある。本研究では、令和5年2月時点で公開されている受審大学が最も多いこと、相対的に評価

表1 機関別認証評価を行う認証評価機関

	3巡目の受審大学					合計
	受審大学	2018	2019	2020	2021	
大学基準協会 (JUAA)	主に私立	26	30	39	49	144
日本高等教育評価機構 (JIHEE)	主に私立	15	17	42	56	130
大学改革支援・学位授与機構 (NIAD)	主に国立	-	16	6	43	65
大学教育質保証・評価センター (JAQUE)	主に公立	-	-	7	5	12
大学・短期大学基準協会 (JACA)	主に私立	-	-	-	-	-

出典) 各評価機関のWebページ掲載の受審大学より筆者作成。なお、JACAは、2022年度より大学機関別認証評価を開始、令和5年2月時点で評価結果は公開されていない。

表2 内部質保証に関する「大学基準」、「点検・評価項目」、「評価の視点」一覧

大学基準	点検・評価項目	評価の視点
基準2 内部質保証【大学基準】 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。	① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)
	② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成
	③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 ○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保
	注：④以下略	

出典) 大学基準協会(2022a) 67-100頁より筆者作成

結果に詳細な課題の指摘理由を記載していることを踏まえて、大学基準協会(以下、JUAA)の3巡目の認証評価基準、評価結果(大学基準協会Webページ「評価結果」掲載)を用いることとする。

JUAAの場合、3巡目の認証評価の該当年度は、2018年度～2021年度であり、評価結果の確認の対象とする受審大学は、当該年度に受審した大学から、判定変更、再評価、追評価を除いた144大学である。

確認の対象は、JUAAの認証評価基準である「大学

基準」の基準2の内部質保証「2 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。」に関する評価結果である(表2)。その中でも、本研究では、「大学基準」ごとに規定されている「点検・評価項目」の内、内部質保証システムの手続、体制、機能を規定する「① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。」、「② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整

表3 JUAAの課題の指摘

指摘の内容		指摘の内容
課題に関する指摘	改善が必要な課題	是正勧告 ① 基礎要件の重度の不備、又は大学としてふさわしい水準を確保するために重大な問題があり、必ず改善を求めるもの ② 上記①にはあたらないが、理念・目的の実現のために抜本的な改善を必ず求めるもの
	改善が望ましい課題	改善課題 ① 基礎要件の軽度の不備、又は大学としてふさわしい水準を確保するために問題があり、必ず改善を求めるもの ② 上記①にはあたらないが、理念・目的の実現のために必ず改善を求めるもの 注)「概評」に記載される。本研究では対象としない。

出典) 大学基準協会 (2022a) 9頁より筆者作成

備しているか。」「③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」を対象とした(表2)。

また、課題の所在を把握するために、「点検・評価項目」の内容をより具体的に定めた「評価の視点」(大学基準協会2022a: 91-92頁)を基準として、改善課題等で指摘された内部質保証システムの課題がどの「評価の視点」に該当するかを確認した。

評価結果の文章では、「点検・評価項目」ごとの「概評」に課題の指摘理由が記載されているが、「評価の視点」との対応関係は明記されていないため、当方で該当性の判断を行った。

該当性の判断は、以下の手順で行った。まず改善課題及び是正勧告において、改善が必要な課題として指摘されている内容を確認した。なお、改善課題と是正勧告の違いは、課題の重要性の違いである(表3)が、課題の重要度を評価結果の記述から判断することは困難であることから、本稿では、分析の際に両者を同一の課題と扱った。また、改善を要しない課題も「概評」で指摘されているが、範囲が不明確であることから、本稿では対象としなかった。

次に、改善課題と是正勧告(以下、「改善課題等」)で指摘された課題は、「概評」にも記載されていることを踏まえて、各「点検・評価項目」の「概評」に記載されている課題に関する記述を確認し、「改善が求められる」、「是正が求められる」との表現がある事項について、改

善課題等で指摘された課題との対応関係を確認した。

なお、改善課題等で指摘された課題と「概評」の記載の表現に食い違いがある場合は、改善課題等の表現に沿って判断した。例えば、「概評」に「改善が求められる」と記載される一方で、改善課題では指摘されていない事項については、対象としなかった。他方、改善課題で「改善が求められる」とされる一方で、概評に「改善が望まれる」と記載された事項については、原則として対象としなかった。但し、「概評」に「重度の不備」「整備が求められる」等の記載があり、改善課題等の指摘と内容が共通する場合は、改善課題等に沿って、対象とした。

IV. 研究の結果

1. 改善課題等の全体的な状況

まず、「点検・評価項目」ごとの改善課題等の指摘の状況を見る(表4)。改善課題等は、点検評価項目の①、②、③の複数に該当する場合があるが、「③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」が最も多く、次に「② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。」が多かった。

この点に関しては、認証評価の3回目においては内部質保証の実質化に重点をおいて評価が行われたことが、点検評価項目③に示された機能の有効性に関する課題の指摘が最も多い原因と推察される。ただ、点検

表4 「点検・評価項目」ごとの改善課題等の指摘の状況

点検評価項目		改善課題	是正勧告	合計
① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	指摘大学数	7	0	7
	割合	4.9%	0.0%	4.9%
② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	指摘大学数	43	15	58
	割合	29.9%	10.4%	40.3%
③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	指摘大学数	54	18	72
	割合	37.5%	12.5%	50.0%

出典) 大学基準協会Webページ「評価結果」掲載の評価結果から筆者作成

表5 点検・評価項目①に関する課題の指摘状況

評価の視点			改善課題	是正勧告	合計
○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示	・内部質保証に関する大学の基本的な考え方	指摘大学数	4	0	4
		割合	2.8%	0.0%	2.8%
	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担	指摘大学数	5	0	5
		割合	3.5%	0.0%	3.5%
	・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	指摘大学数	2	0	2
		割合	1.4%	0.0%	1.4%

出典) 大学基準協会Webページ「評価結果」掲載の評価結果から筆者作成

評価項目②に示された体制に関する課題の指摘数も多かった。2巡目の認証評価において、全ての受審大学において体制を評価されたはずであるが、依然として、多くの大学で体制の整備が十分でない状況が伺える。

以下、より具体的に課題の所在を把握するため、改善課題等について、基準2の内部質保証の「点検・評価項目」ごとの「評価の視点」への該当性を検討する。

2. 「点検・評価項目」の「① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。」に関する課題

(1) 課題の指摘状況

「点検評価項目」の①に関する課題の指摘は、②、③と比較して最も少なかった。

①の「評価の視点」の中では、「内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担」に関する課題が最も

多かった。また、「内部質保証に関する大学の基本的な考え方」に関する課題が次に多かった(表5)。

(2) 課題の指摘内容

まず、最も多かった「内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担」に関しては、「内部質保証の推進に責任を負う○○審議会、○○センター及び○○委員会等の役割が明確でなく、学部・研究科等のPDCAサイクルへの関与は明らかではない」、「内部質保証のための全学的な方針及び手続を定めた規程に各組織の権限や責任等を具体的に明示していない」、「教学に関する全学的な審議機関である○○会議と大学運営に関する全学的な審議機関である○○会議と同委員会の役割分担がされていない」等の課題が指摘されている。内部質保証は全学的・組織的、恒常的・継続的な取組であり、担当者の交代などに左右されず自己点検・評

表6 点検・評価項目②に関する課題の指摘状況

評価の視点		改善課題	是正勧告	合計
全学内部質保証推進組織・学内体制の整備	指摘大学数	43	15	58
	割合	29.9%	10.4%	40.3%
全学内部質保証推進組織のメンバー構成	指摘大学数	1	0	1
	割合	0.7%	0.0%	0.7%

出典) 大学基準協会Webページ「評価結果」掲載の評価結果から筆者作成

価、改善という機能を維持するためには、全学的な内部質保証システムに関して、組織間の権限と役割分担を明確に規定化する必要があるが、これらの点に関する認識や対応が十分でない大学がある程度存在する状況が伺える。

次に多かった「内部質保証に関する大学の基本的な考え方」に関しては、「方針では教育の質保証に関する事項を定めているものの、教育活動と教育活動に必要な大学の諸活動についての点検・評価及びそれに基づく改善・向上の活動と連動していない」、「自己点検・評価の結果に基づく改善・向上や説明責任を含めた内部質保証の考え方は明示していない」、「内部質保証の方針に関しては、その内容が点検・評価の実施にとどまっており、内部質保証の基本方針としては明確でない」等の課題が指摘されている。この点からは、未だ自己点検・評価から改善まで含む概念である内部質保証の理解が十分ではなく、自己点検・評価にとどまっている大学が一定数存在する状況が伺える。

3. 「点検・評価項目」の「② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。」に関する課題

(1) 課題の指摘状況

「点検評価項目」の②に関する課題の指摘は、「点検評価項目」の中で2番目に多かった。

②の「評価の視点」の中では、「全学内部質保証推進組織・学内体制の整備」に関する課題が最も多かった。2巡目の認証評価において、一定の体制等の整備の評

価を受けているにもかかわらず、体制整備が十分でない大学がかなり存在している状況が伺える。なお、「全学内部質保証推進組織のメンバー構成」については「改善」の指摘1にとどまった。(表7)

(2) 課題の指摘内容

最も多かった「全学内部質保証推進組織・学内体制の整備」に関しては、「体制に関する独立した規定がない」、「体制に関する規定はあるが曖昧」、「複数の規定があるが、齟齬がある」、「規程と実態の齟齬」という課題が指摘されている。また、「規程の無い委員会、会議が意思決定に重要な役割を果たしている」という課題も指摘されている。

この点の原因として、2巡目の認証評価の受審の際に整備した体制と実態のずれの顕在化が推察される。すなわち、多くの大学の2巡目の「点検・評価報告書」には、2巡目の受審の際に、新しく内部質保証を担当する組織を整備したことが記載されているが、その際、大学の既存の意思決定の体制の実態との整合性を十分に図られていなかったこと、また、意思決定に関わる既存の体制の規定化が不十分であったことから、3巡目の認証評価の受審に至って、内部質保証体制に関する規定と実態が乖離、形骸化した状況が顕在化したと推察される。また、この背景としては、内部質保証の体制は、「自らの大学の内部質保証をどのように行っていくのかについて、大学の規模や特性等を考慮し、方針と手続を設定することが重要」(大学基準協会2022a:5頁)であるものの、2巡目の体制整備の段階

表7 点検・評価項目③に関する課題の指摘状況

評価の視点		改善課題	是正勧告	合計
学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定	指摘大学数	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%
方針及び手続に従った内部質保証活動の実施	指摘大学数	17	11	28
	割合	11.8%	7.6%	19.4%
全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み	指摘大学数	44	15	59
	割合	30.6%	10.4%	41.0%
学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施	指摘大学数	9	9	18
	割合	6.3%	6.3%	12.5%
学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施	指摘大学数	6	1	7
	割合	4.2%	0.7%	4.9%
行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応	指摘大学数	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%
点検・評価における客観性、妥当性の確保	指摘大学数	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%

出典) 大学基準協会 Web ページ「評価結果」掲載の評価結果から筆者作成

では、この考え方の理解が十分に浸透していなかったこと、また、大学の意識が認証評価への形式的な対応に止まり、内部質保証の機能の実質化まで及んでいなかったことが推察される。

なお、次に多かった「全学内部質保証推進組織のメンバー構成」については課題の指摘は少数であった。この点に関して、「〇〇会の構成員は、学長、各学部長及び研究科長等であり、その多くが自己点検・評価委員会の構成員と重なっている。また、点検・評価の結果に基づき、教育に関する重要事項の審議や規程の整備、撤廃を行う場合等、ほとんどの改善方策の検討を実質的に〇〇会において行っていることから、同協議会と「自己点検・評価委員会」の権限や役割分担の明確化がなされていない」という指摘があった。他方で、同様の状況に関して、「改善が望ましい」との概評の指摘にとどめている事例も3大学あった。これらの指摘は、評価と改善の担当組織の役割分担を明確にして、第三者的な立場から判断の客観性・妥当性を確保する観点と思われる。確かに、評価、改善を担当する組織間で構成員が重複しないことが理想ではあるが、小規

模の大学では実際上困難である。この点に関しては、組織の役割分担・連携を明確にするとともに、構成員が参加する組織に応じて判断に臨む意識を変えている状況が伺える場合には、判断の客観性・妥当性がある程度確保されていると評価することも考えられる。

4. 「点検・評価項目」の「③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」に関する課題

(1) 課題の指摘状況

「点検評価項目」の③に関する課題の指摘は、「点検評価項目」の中で最も多かった。

③の「評価の視点」の中では、「全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み」に関する課題が最も多かった。また、次に、「方針及び手続に従った内部質保証活動の実施」が多かった(表7)。

(2) 課題の指摘内容

まず、最も多かった「全学内部質保証推進組織によ

る学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み」に関しては、「自己点検・評価委員会は各学部・研究科による自己点検・評価の結果報告を受け、その内容を共有すること等にとどまっているなど、各学部・研究科の点検・評価結果を踏まえた改善・向上に向けた取組みを全学的に推進しているとはいえない」、「各学部・研究科等が点検・評価やその結果に基づく改善・向上の取組みを行うにあたり、自己点検・評価委員会はその内容を確認するにとどまっており、自己点検・評価委員会規程に定めている教育研究活動全般を点検し、改善を要する問題点と評価すべき特色を評価し、今後の方向等を十分に検討していない。」等の課題が指摘されている。この課題の指摘内容を踏まえると、その原因として、内部質保証に関する大学の認識が個別の部局の取組に止まり、全学的な取組であることの認識不足の状況が推測される。また、この背景には、従来の大学の階層的な組織と分権的な運営の影響も推察される。とはいえ、現在、大学に全学的な教学マネジメントの重要性が求められている(文部科学省2020)。また、特に、内部質保証は全学的・組織的、恒常的・継続的にPDCAサイクルを機能させる取り組みであり、その実現のためには、JUAの評価のポイントである「学部・研究科といった部局ごとの自己点検・評価等の取組みを前提としつつ、全学的な教学マネジメントの状況により重きを置いて評価」(JUA2022a:3頁)にあるように、全学としての支援・マネジメントが必要であることの大学に対する理解の徹底が必要と思われる。

また、次に多かった「方針及び手続に従った内部質保証活動の実施」に関しては、規定と実態の齟齬に関して、「学生支援や社会連携等に関する事務局組織の点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会の検討の前に、実際には法人本部長が主宰する〇〇会議が検討を行っており、方針と異なる組織が内部質保証に関わっている。」、「全学的な観点からの点検・評価を担う自己点検・評価委員会が機能せず、〇〇会議が直接評価し、改善へのフィードバックを行っており、自己点検・評価規程に基づいた内部質保証システムが機能しているとはいえない。」等の指摘があった。

また、役割分担の不明確さに関係して、「各学部・研究科等で点検・評価した結果を〇〇協議会で審議し、改善を指示するPDCAサイクルを運用していたが、〇〇年度より内部質保証に責任を負う組織として内部質保証委員会を新設したことにより、双方の会議体から改善が指示される体制となっており、内部質保証における組織の役割分担・連携ができていない」、「内部質保証に責任を負い推進する組織である〇〇委員会と〇〇委員会との役割・責任及び位置付け等が規程等において明確に定められていない」等の課題が指摘されている。これらの課題の原因としては、やはり2巡目に整備した手続・体制の実態とのずれの顕在化が推察される。内部質保証の機能に関しては、社会的信頼の獲得(文部科学省2020)も考慮する必要があるためには、単に改善が実行されているだけではなく、透明性・明確性のある方針・体制・手続に従って、自己点検・評価、改善が行われる必要があることについて、大学の理解の促進が求められる。

なお、評価結果を確認したところ、認証評価の受審と内部質保証体制の整備が間もない場合、機能を確認できないとして課題として指摘しない事例もあった。ただ、大学の中には、認証評価の受審の度に、内部質保証体制の改善を繰り返し、3巡目の受審の時点に至っても、体制が整備間もない状況にある大学も見られる。実際に内部質保証体制を機能させたいと、体制の課題の改善を行う事例の一方で、体制を構築しただけで機能させず、改善を繰り返す事例もあった。後者の場合、いつまでも内部質保証の機能が実現しない可能性もある。このため、このような事例に対しては、新たな体制整備に至った合理的な理由(内部質保証の取組の実施とその課題を踏まえての改善の状況)を確認した上で内部質保証システムを機能させた実績が認められない場合は、内部質保証に取り組む意思に乏しいとして課題を指摘するなどの方策が考えられる。

5. 課題の指摘に関する考察

これまで検討の結果、点検評価項目の「③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」に関する課題の指摘が最も多かった。この点

は、機能の実質化の3巡目から、当然の結果であろう。

ただ、内部質保証という取組の概念が抽象的であるとともに、適切な内部質保証システムは大学ごとに様々である。「理念的には分かっても、実際にどう動いて、どのような結果につながったら適切と判断されるのかわからない」といった意見(大学基準協会2022b:25頁)も踏まえると、この点が認証評価における内部質保証について各大学の理解が十分に進まず、課題の残る根本的な原因ともいえる。このため、改めて評価基準やその運用の趣旨を明確化する必要がある。

ただ、この明確化に際しては、認証評価機関としては、あるべき内部質保証の取組を「評価基準」という形に抽象化せざるを得ない。その上、評価基準を実際に適用する際には、公平性の観点から、画一的に適用せざるを得ない。認証評価におけるこれらの作用により、内部質保証の取組は、抽象化、画一化を強いられ、「定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取組」(文部科学省2016)である内部質保証の本質である自主性・自律性が害されるおそれもある。実際に、大学からは、「内部質保証システムを整備するために組織を設けるといのが分かりやすく、体制や手続きの整備に意を注いだ結果、かえって改善活動の柔軟性が乏しくなった」との指摘(大学基準協会2022b:25頁)もある。このため、大学基準協会2022a(30頁)の「平準化は本来本協会が目指すあり方と全く異なり、形骸化は意図するところでない。意図せず大学評価がこのような結果とならないようにするためにも、大学評価システムの改善においてこのような指摘に耳を傾ける必要はあるだろう。」(大学基準協会2022b:30頁)との指摘に留意する必要がある。

以上を踏まえて、内部質保証システムに関する評価基準の趣旨の明確化を検討する。まず、内部質保証の目的は、JUAAの場合、「教育の充実と学習成果の向上」(大学基準協会2022a:3頁)である。とすると、点検評価項目の③に規定されている内部質保証の機能は最重要であり、厳密な評価が求められる。これに対して、①に規定されている手続、②に規定されている体制は、内部質保証の機能を実現するための手段であ

る。内部質保証の自主性・自律性への配慮及び各大学の意思決定の仕組みは様々であることを踏まえると、①、②は、③よりも柔軟に、大学の状況を踏まえた評価が適切と思われる。とはいえ、質保証システムの構築の際は、社会的信頼の獲得(文部科学省2020)も考慮する必要があるため、手続、体制も、最低限、透明性を確保し明確であること、判断の客観性・妥当性を確保したものである必要がある。前者の点で規定化、後者の点で権限関係、役割分担、責任の所在が明確であることが求められる。

これらの内部質保証システムの要件の趣旨は、既に大学基準協会(2022a)等に詳細に規定されているところであるが、現時点においても、大学が十分に理解・認識しているとは言い切れない。大学として、理解に努めるとともに、認証評価機関としても、今一度、内部質保証の目的から内部質保証システムの要件の周知を図ることが重要と思われる。

V. おわりに

これまで評価結果の分析を基に内部質保証の課題を把握する試みを行い、内部質保証の趣旨に関する大学の理解が十分でない状況が推察されることを踏まえて、内部質保証の自主性・自律性に配慮しつつも、その趣旨の明確化と周知を改めて図る必要性を指摘した。

ところで、今回調査対象とした評価結果は、受審大学における内部質保証の改善の取組の基礎となるとともに、他大学の内部質保証の取組の参考ともなる重要な資料である。ただ、評価結果の分析の際に、改善課題等における指摘と概評における課題の指摘の表現が必ずしも整合していない事例があった。各大学の内部質保証システムに関する理解、ひいては、社会の認証評価に関する信頼の獲得の観点から、評価結果の分かりやすさの向上も重要と思われる。

最後に、内部質保証の趣旨等に関する貴重なご意見をいただいた査読者の皆様に厚く御礼申し上げます。

【参考文献】

江原昭博、佐々木靖典、白坂建、久保田健介、林晋太郎、八木寛人、池部雅崇(2021)、「総合的マネジメント

- ントに基づく内部質保証システムの構築」、関西学院大学高等教育研究、11号、15-28頁
- 寫田敏行 (2020)、「教育の内部質保証を推進するためのチェックリスト—茨城大学における大学教育再生加速プログラムの取り組みから—」、情報誌「大学評価と IR」第11号
- 大学基準協会 (2022a)、『大学評価ハンドブック (2022 (令和4) 年改訂)』
- 大学基準協会 (2022b)、「『大学評価の有効性に関する調査』第3期 (2018 年度～) 中間報告」
- 大学基準協会 (2015)、「高等教育のあり方研究会内部質保証のあり方に関する調査研究部会 [編]、『内部質保証ハンドブック』
- 鳥居朋子 (2020)、「立命館大学における内部質保証の取り組み—内部質保証システムの特質および課題を中心に—」、立命館高等教育研究、20、1-15
- 文部科学省 中央教育審議会大学分科会 (2020)、「教学マネジメント指針」
- 文部科学省 中央教育審議会大学分科会 (2016)、「認証評価制度の充実に向けて」(審議まとめ)
- 文部科学省 中央教育審議会 (2002)、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について (答申)」
- 山咲博昭・荒木俊博 (2020)、「日本の大学における内部質保証システム類型化の試み：2018年度第3期認証評価受審大学の自己点検・評価報告書及び大学評価結果から」、大学評価研究、大学基準協会 (19)、91-101
- 大学改革支援・学位授与機構 Web ページ「評価結果報告」(2023年3月29日最終アクセス) https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/
- 大学基準協会 Web ページ「評価結果」(2023年3月29日最終アクセス) <https://www.juaa.or.jp/accreditation/institution/result/>
- 大学教育質保証・評価センター Web ページ「評価結果」(2023年3月29日最終アクセス) <http://jaque.or.jp/business/report>
- 大学・短期大学基準協会 Web ページ「大学認証評価結果」(2023年3月29日最終アクセス) <https://www.jaca.or.jp/service/university/report/r4/>
- 日本高等教育評価機構 Web ページ「評価結果一覧」(2023年3月29日最終アクセス) https://www.jiheer.or.jp/achievement/archive_year/
- 認証評価機関連絡協議会、評価結果一覧、<https://jncaea.jp/result/> (2023年3月29日最終アクセス)

Current Status and Issues of Internal Quality Assurance System in Japanese Universities Based on the evaluation results of Japan University Accreditation Association of the 3rd cycle institutional accreditation

※ Eiichi TAKATA

[Key Words]

Internal Quality Assurance, Institutional Certified Evaluation and Accreditation, Issues, Systems, Functions

[Abstract]

Universities in Japan are required to develop an internal quality assurance system and realize its functions. Even now, there are many challenges, but the overall situation is not clear. Based on this situation, in this research, an attempt was made to grasp the overall trend of issues in the current internal quality assurance system from the evaluation results of institutional accreditation by the Japan University Accreditation Association.

Among the issues of the internal quality assurance system, the most common issue was related to function. In particular, there were many issues related to efforts to make the PDCA cycle of education work for the university as a whole. The reason for this is presumed to be the hierarchies and decentralization of the university. Universities need to make improvements in light of the situation in which the entire teaching and learning management of universities is required.

The second most common issue was a system issue. The reason for this is presumed to be that, at the time of the previous accreditation evaluation, an internal quality assurance system that differed from the reality of university decision-making was constructed.

Appropriate internal quality assurance systems vary from university to university, but each university needs to improve its system and realize its functions based on the purpose of the university evaluation standards.

※ Associate Professor Strategic Planning Office, Kobe University.